

## 第2530地区危機管理規定

国際ロータリー第2530地区は、国際ロータリーが提唱する青少年奉仕プログラムはロータリーの奉仕活動の重要な分野であり、ロータリーがこれらの奉仕活動を発展的に継続するためには、これらのプログラムに関係する全ての青少年の安全と健康な生活を守ることがロータリーの責務であることをあらためて深く認識し、当地区はここに、これらの青少年を交通事故・自然災害等および身体的・性的・精神的虐待あるいはハラスメントから保護・予防し、併せて発生した事故・災害・事態に対処するため、国際ロータリー第2530地区に次の規定により、危機管理委員会を設置するものである。

### (委員会の名称)

第1条 この委員会の名称は、国際ロータリー第2530地区危機管理委員会（以下「委員会」という）と称する。

### (委員会の設置場所)

第2条 委員会は、国際ロータリー第2530地区ガバナー事務所に置く。

### (委員会の監督)

第3条 委員会は、当該年度の地区ガバナー（以下「ガバナー」という）の総括の下に運営される。

### (委員会の構成等)

第4条

1. 委員会は、当該年度の直前ガバナーを委員長とし、当該年度のガバナーエレクト、5大奉仕委員長、財団委員長、米山記念奨学会委員長及びガバナーが委嘱する委員若干名（ロータリアン以外の有識者2名を含む）をもって組織する。  
なお、委員には女性、医師、弁護士を各1名含むものとする。上記委員に含まれていないときは、ガバナーが追加委嘱するものとする。
2. 委員の任期  
委員の任期は、ガバナーの任期と同一とし、再任を妨げない。
3. 委員会の招集  
委員会は委員長が招集する。
4. 委員会は過半数の出席者をもって成立する。

### (委員会の任務)

第5条

1. 啓発と提唱  
青少年育成プログラムに参加するロータリアン・青少年等に対する指導・啓発活動を行なうとともに、事態から青少年を保護・予防する万策・環境整備や事態発生時における調査等の手順・対応マニュアルの検討を行いガバナーおよび青少年育成プログラムに関係する地区委員長に提言する。
2. 研修  
青少年育成プログラムに関する危機管理研修を年間2回程度開催し、プログラムの問題点、運営方法について改善すべき点をガバナーおよび青少年育成プログラムに関係する地区委員長に提言する。
3. 調査  
委員会は、事態発生の場合、事実関係を調査し対応を協議する。

4. 通報

委員会は、当該被害者および関係者よりの事情聴取その他必要な調査の後、法令に基づく所定の機関への通報（調査結果が犯罪に該当するおそれのある場合の刑事当局に対する手続も含む）の要否等について協議する。

5. 報告

委員会は、事情聴取・調査及び協議の結果をガバナーに報告し、ガバナーは、必要と認める場合、その結果を速やかに（原則として72時間以内）国際ロータリーに報告する。

6. 広報

報道機関等外部への対応や発表には、委員会が定める広報担当委員のみがあたり、他の委員からの外部に対する発言は禁止する。

**(委員会の義務)**

第6条

1. 保護

委員会および委員は、当該被害者の身体、身分の保護を最優先に対応するとともに人権の保護にも留意する。

2. 守秘義務

委員会および委員は、その任務遂行上知り得た情報を外部及び他のロータリアンに口外してはならない。その職を退いた後も同様とする。

**(付 則)**

1. この規定は、2007年7月1日より施行する。
2. この規定は、2013年11月16日改訂 2014年7月1日より施行する。

国際ロータリー第2530地区  
**地区運営規定**

---

発行日 2015年9月30日

発行 国際ロータリー第2530地区  
2014-15年度ガバナー事務所

発行責任者 国際ロータリー第2530地区  
2014-15年度ガバナー 野崎 潔

---